

## 高浜原発3・4号再稼働と原発事故の防災・避難計画に関する質問・要望書

大津市長 越 直美 様

4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号運転差し止め仮処分決定〔資料1〕では、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ、「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」と断じています。さらに、これらについて、新規規制基準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」「新規規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

大津市を含む京都府、滋賀県の5市町は、6月19日、「原子力災害対策指針（改定）に対する意見」を原子力規制委員会等に提出しました。意見書で述べられている通り、今回の改定は、UPZ圏外自治体の原子力防災・避難計画を不要としており、住民の安全を守るものとはなっていません。

しかし、関西電力は、高浜原発3・4号、大飯原発3・4号の再稼働の準備を進め、老朽化した高浜原発1・2号についても運転延長を求めるなど原発推進の動きを強めています。先の株主総会で、関電社長は原発の新增設が必要とまで述べています。

このような状況を踏まえ、大津市として、高浜3・4号の再稼働に反対するとともに、原発の安全性や原子力規制を検証する専門家による第三者機関の設置を、滋賀県や関西広域連合に求めてください。以下の質問と要望に答えてください。

### 【質 問 事 項】

1. 「原子力災害対策指針（改定）に対する意見」（以下「意見書」）について
  - (1) 意見書に対し、規制委員会・規制庁はどのような回答を示しましたか。
  - (2) 意見書では「『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述をぜひ追加すべきである」としています。これが実現されない限り、高浜3・4号の再稼働は認められないということによいですか。
  - (3) 「大津市地域防災計画【原子力災害対策編】」では、「放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置」として、「必要に応じて安定ヨウ素剤の服用・・・も考慮する必要がある」（原子力総則 - 11頁）としています。UPZ圏外における安定ヨウ素剤の備蓄と事前配布について、「必要な記述」として原子力災害対策指針に追加すべきと考えますか。
2. 地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度について  
政府は、原発事故時に住民の避難誘導や物資の輸送などにあたる地方自治体職員やバス運転手

らの被ばく線量の上限を、現行の年1 mSvから引き上げる方針を決めました。7月6日には国の検討会（オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会）が開催され、新しい基準の検討が開始されています。鹿児島県のバス会社は「1 mSvが引き上げられるなら、協力するかどうかゼロベースで見直す」と話しています（6月30日付毎日新聞[資料2]）。

一方、7月1日には、大津市にて、滋賀県バス協会のバス運転手らに対し、原子力防災に関する国の研修会が行われています。

（1）地方自治体職員やバス運転手等の健康や安全を確保するために、年1 mSvの被ばく線量基準は守られるべきではないですか。

### 3．自然災害と原発事故の複合災害及び孤立集落の問題について

内閣府が昨年実施した「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（第2回）」（2014年10月22日）では、全国原発の約30 km圏内で、自然災害により孤立する集落は2,318もあり、その内約8割の集落ではヘリコプターを使用できません。若狭の原発から約30 km圏内の福井県・京都府・滋賀県の孤立集落は625集落もあり、ヘリが使用できない集落は504集落にも及びます（5月25日付毎日新聞[資料3]）。大津市が原発事故時に避難を受け入れる高島市に限っても、土砂災害や雪害により孤立する集落は26箇所もあります。また、大津市にも、土砂災害により孤立する集落は6箇所あります。

近年の地震、豪雨・土砂災害等の頻発と深刻さを考慮すれば、原発事故と同時にこれら自然災害が起こる複合災害となれば、孤立集落は避難さえできなくなります。避難できなければ、被ばくは避けられません。

（1）大津市内の孤立する恐れのある集落への対策は立っていますか。

（2）住民の安全を第一に考えれば、避難できない孤立集落がある以上、原発の再稼働は認められないのではないですか。

### 4．国の規制基準や原発の安全性を検証するために

（1）福井地裁の仮処分決定は、国の規制基準が緩やかすぎると厳しく批判しています。また、貴職は、高浜原発再稼働に対する地元同意の範囲に大津市も入れてほしいと述べられています。これらを踏まえて、国任せではなく、原発の「被害地元」である関西でも、国の規制基準や原発の安全性を検証するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないですか。大津市として、滋賀県や関西広域連合に設置するよう求めるべきではないですか。

## 【要 望 事 項】

1．福井地裁の高浜原発3・4号運転差し止め仮処分決定を尊重し、高浜3・4号の再稼働は認められないと表明してください

2. 「原子力災害対策指針(改定)に対する意見」における要求事項、原子力災害対策指針への「『原子力災害事前対策』をはじめ応急対策、中長期対策などについて国等の当該自治体への支援に係る必要な記述」の追加が実現されない限り、高浜原発3・4号の再稼働には反対であると表明してください。
3. 原発事故時に避難誘導や物資の輸送などにあたる地方自治体職員やバス運転手等の被ばく線量限度の引き上げに反対してください。
4. 避難できない孤立集落の問題がある以上、原発の再稼働は認められないと表明してください。
5. 原発の規制基準や安全性について検証・検討するために、滋賀県、関西広域連合に対し、独自に第三者の専門家による委員会を設置するよう求めてください。

2015年7月9日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 /

脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会

大阪市北区西天満4 - 3 - 3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581